

証券コード 8938
(発送日) 2026年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月28日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目12番32号
グローム・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 菅 原 正 純

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.glome-holdings.com/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「グローム・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「8938」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午後1時
2. 会 場 東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル37階「アークヒルズクラブ」
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第34期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第34期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を

あわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第11条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いています。

①計算書類の「個別注記表」

②連結計算書類の「連結注記表」

したがって、当該書面に記載している計算書類及び連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部です。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの連結業績は売上高2,003百万円(前年同期比2.0%減収)、営業損失37百万円(前期も営業損失46百万円)、経常損失358百万円(前期も経常損失53百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失538百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益70百万円)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

①医療関連事業セグメント

売上高1,869百万円(前期比1.8%減収)、営業利益319百万円(前期比12.1%増益)となりました。

アライアンス先医療機関が保有する総病床数は4,826床、アライアンス先施設の内訳は無床診療所6施設、有床診療所8施設、病院(介護医療院を含む)24施設、介護老人保健施設12施設の計50施設で前連結会計年度末より減少しています。

②不動産関連事業セグメント

売上高134百万円(前期比3.6%減収)、営業利益49百万円(前期比12.8%減益)となりました。

以下の固定資産の2件に関しては、引き続き不動産の賃貸事業を行なっています。

- ・北海道釧路市所在の商業施設
- ・北海道留萌市所在の商業施設

③その他

当社の持分法適用関連会社であった株式会社DAホールディングスの当社の保有する株式全ての譲渡について、同社の中間決算確定により、持分法による投資損失313百万円、関係会社株式売却損83百万円を計上しています。

特別損益

特別利益に新株予約権戻入益8百万円の計上と特別損失に固定資産除却損1百万円、出資金評価損7百万円と減損損失71百万円の計上がありました。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高2,546百万円に対して、福山医療器㈱に若干の有利子負債があります。当社グループの資金需要のうち、主なものは、新規に獲得するアライアンス先医療機関の一部に対して一定期間、資金支援の為、当社グループから行う貸付です。医療機関への貸付内容は、貸付先医療機関の財務・経営状況等により異なりますが、当社グループの自己資本で対応できると考えています。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3百万円です。

主なものは、IT関係費用です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、福山医療器㈱に若干の有利子負債があります。

(4) 対処すべき課題

①内部統制体制の強化およびコンプライアンス体制の一層の強化

当社は、過去に発生した連結子会社における不適切な取引（2021年3月期第2四半期から2022年3月期）に関して、2022年8月30日に再発防止策を策定し（同年9月28日及び2023年2月17日に一部変更）、その着実な実行に努めています。2024年3月期に新たに2社の子会社が加わったことを踏まえ、当社グループ全体の内部統制体制およびコンプライアンス体制をなお一層強化することが重要な経営課題であると認識し、継続して取り組んでまいります。

②上場維持基準への適合に向けた取り組み

当社は、2026年3月31日時点において、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準のうち、時価総額基準に適合しない状態となりました。今後、事業成長による企業価値の向上、IR活動の強化、資本政策の増強等が重要な経営課題であると認識し、取り組んでまいります。

③財務体質の強化

既存事業のアライアンス先医療機関に対する機動的な資金的支援に加え、2027年3月期に立ち上げる事業用蓄電池事業の設備投資にかかる資金の確保のため、第三者割当による新株発行を完了し、第三者割当による新株発行を行うこととしています。事業成長のために更なる財務基盤の強化とともに必要な資金の確保に注力してまいります。

④医療関連事業の推進

当社グループの主要事業である医療関連事業において、2026年3月期は新規アライアンス先の獲得において目標達成に苦戦しました。また、2024年3月期より立ち上げたホスピス住宅事業においては、近隣の競業同種施設等による需要減少によって稼働率が低下し業績の改善が見込めない為、施設閉鎖を行い、2026年4月から同施設は第三者に賃貸しています。2027年3月期は、新規アライアンス先の戦略的な獲得と既存事業の収益性向上を両輪として、事業基盤と収益基盤の強化を図り、持続的な成長を目指してまいります。

また、医療関連事業の更なる事業拡大と収益基盤の強化を図るため、新たな周辺ビジネスの開拓および既存提携先・協業先との連携強化に取り組み、医療関連事業の収益性を向上させ、グループ全体のより一層の成長を目指します。

⑤不動産関連事業からの撤退

不動産関連事業については、2026年3月末現在も所有する2件の商業施設について、時期は未定ながら、売却価格や収支等を勘案しながら売却を検討する方針です。

⑥経営体制の安定化

2026年3月期以降、当社グループは、子会社2社の増加に伴うグループ全体の経営体制の安定化と強化に注力しました。2027年3月期においても、ガバナンスの強化、経営人材の育成および確保に注力し、経営体制の更なる安定化と強化に継続的に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第31期 2022年度	第32期 2023年度	第33期 2024年度	第34期 (当連結会計年度) 2025年度
売 上 高	1,798	1,238	2,043	2,003
経常利益又は経常損失 (△)	268	△192	△53	△358
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△)	348	△198	70	△538
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	38.47円	△21.91円	7.82円	△59.55円
総 資 産 額	8,432	8,362	8,645	7,895
純 資 産 額	8,006	7,768	7,838	7,273

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
グローム・マネジメント株式会社	285百万円	100%	医療関連事業
グローム・ワークサポート株式会社	75百万円	100%	医療関連事業
グローム・インターナショナル株式会社（注1）	99百万円	100%	医療関連事業
福山医療器株式会社	10百万円	100%	医療関連事業

- (注) 1. グローム・インターナショナル株式会社は、2025年12月26日付で増資を行い、資本金が増加しています。
2. 持分法適用関連会社であった株式会社DAホールディングスは、全株式を売却したため、2025年6月より、重要な子会社から除いています。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社4社により構成されています。

①医療関連事業セグメント

当社グループは、アライアンス先医療機関への経営指導を含むサービスを重層的に提供することにより、アライアンス先が持続可能な医療機関として地域に密着・貢献し地域医療を担うことを支えるとともに、その対価として業務委託報酬等（当社グループの売上）を受領します。

また、新規事業としてホスピス住宅の運営、新規子会社2社においては、医療器等の販売、海外在住患者に対するサービスの提供を行っています。

具体的には、連結子会社において、アライアンス先医療機関（2026年3月31日現在：50施設、4,826床）に対して、以下のサービスを提供して、もしくはサービスの提供を計画・検討しています。

<グローム・マネジメント株式会社>

- ・経営・管理・運営の指導
- ・他医療法人等との連携支援
- ・保険・医療・福祉関連の情報提供
- ・医療機器購入支援
- ・薬剤購入支援
- ・在庫管理支援
- ・給食事業支援
- ・貸金業全般
- ・IT化支援
- ・不動産施設管理支援
- ・医療法人等の事業承継にかかる助言及び指導
- ・ホスピス住宅の運営

<グローム・ワークサポート株式会社>

- ・人事・労務を中心とした研修
- ・人事制度の構築支援
- ・諸規定の制定支援
- ・有料職業紹介
- ・事務業務の請負

<グローム・インターナショナル株式会社>

- ・海外在住患者に対する国内医療機関の紹介
- ・海外在住患者に対するオンライン診療の紹介

<福山医療器株式会社>

- ・医療機器、介護機器、介護用品、福祉用具の販売及び修理、点検
- ・系統用蓄電池事業

当社の公表している「施設数」「病床数」は、

- ・有床診療所
- ・病院（介護医療院を含む）
- ・介護老人保健施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護療養施設
- ・有料老人ホーム（特定施設であるもの）

における認可病床数の合計であり、

- ・透析ベッド
- ・サービス付高齢者向け住宅（特定施設でないもの）
- ・グループホーム
- ・ケアハウス

については、病床数の合計に含めていません。

なお、2026年3月31日現在、

- ・無床診療所：6施設
- ・有床診療所：8施設／112床
- ・病院（介護医療院を含む）：24施設／3,484床
- ・介護老人保健施設：12施設／1,230床

合計：50施設／4,826床となっています。

病院3,484床の分類は、

- ・一般：762床
- ・療養：333床
- ・精神：2,056床

- ・介護医療院等：333床
となります。

②不動産関連事業セグメント

不動産関連事業については既に大幅に縮小し、今後、完全に撤退する方針ですが、2026年3月31日現在、以下の不動産の賃貸事業を当社グループにおいて行っています。

- ・北海道釧路市所在の商業施設
- ・北海道留萌市所在の商業施設

(8) 主要な営業所等（2026年3月31日現在）

①当社

本社：東京都港区赤坂1丁目12番32号

②子会社

グローム・マネジメント株式会社

本社：東京都港区赤坂1丁目12番32号

グローム・ワークサポート株式会社

本社：東京都港区赤坂1丁目12番32号

グローム・インターナショナル株式会社

本社：東京都港区赤坂1丁目12番32号

福山医療器株式会社

本社：広島県福山市手城町3丁目14番17号

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
医療関連事業	57名	22名減
不動産関連事業	0名	増減なし
全社（共通）	16名	4名減
合計	73名	26名減

(注) 1. 医療関連事業の従業員数が前期末と比べ22名減少していますが、2026年2月末に閉鎖したホスピス住宅第1号施設の閉鎖による従業員の減少、他従業員退職による従業員減少の結果です。

2. 「不動産関連事業」には専属の人員を配置しておらず、「全社（共通）」の従業員が兼務しているため0名としています。

(10) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社広島銀行	35百万円

(注) 借入金残高は長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）残高金額です。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 17,070,000株

(2) 発行済株式の総数 9,051,000株

(3) 株主数 2,060名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比 率
HK BEIDA JADE BIRD INVESTMENTS LIMITED	2,040,600株	22.54%
金 子 修	968,800株	10.70%
株 式 会 社 D M M . c o m 証 券	433,400株	4.78%
松 井 証 券 株 式 会 社	423,700株	4.68%
ア パ テ ッ ク ジ ャ パ ン 株 式 会 社	296,400株	3.27%
BNP PARIBAS SINGAPORE/ 2S/ JASDEC/ UOB K A Y H I A N P R I V A T E L I M I T E D	242,900株	2.68%
青 山 英 男	172,400株	1.90%
三 菱 U F J e ス マ ー ト 証 券 株 式 会 社	171,300株	1.89%
株 式 会 社 S B I 証 券	156,875株	1.73%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	143,496株	1.58%

（注）持株比率は自己株式（639株）を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2020年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

240個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 24,000株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額

要しない

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり 104,000円（1株当たり1,040円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2022年7月1日から2030年6月25日まで

- ・新株予約権の行使の条件

権利行使時における条件は設定しない。当社の取締役の地位にあることを要しない。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	一個	一株	一名
社外取締役	一個	一株	一名
監査等委員	一個	一株	一名

2021年6月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

400個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 40,000株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額

要しない

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり 171,000円（1株当たり1,710円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2023年7月1日から2031年6月28日まで

- ・新株予約権の行使の条件

権利行使時における条件は設定しない。当社の取締役の地位にあることを要しない。但し、当社の従業員又は当社子会社の従業員が割当てを受けた場合には、権利行使時において、当社若しくは当社子会社の取締役又は当社若しくは当社子会社の従業員の地位にあることを要する。

- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	50個	5,000株	1名
社外取締役	一個	一株	一名
監査等委員	一個	一株	一名

（注） 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）が保有している新株予約権は、新株予約権発行時に子会社従業員として付与されたものです。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として子会社役員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査等委員の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	菅 原 正 純	グローム・マネジメント(株) 代表取締役社長 グローム・ワークサポート(株) 取締役 グローム・インターナショナル(株) 取締役 福山医療器(株) 代表取締役社長
代表取締役会長	折 橋 秀 三	グローム・マネジメント(株) 代表取締役副社長 グローム・ワークサポート(株) 代表取締役会長 グローム・インターナショナル(株) 代表取締役会長 福山医療器(株) 監査役
代 表 取 締 役	陳 德 彪	グローム・マネジメント(株) 取締役 グローム・ワークサポート(株) 取締役 グローム・インターナショナル(株) 取締役 福山医療器(株) 取締役
常 務 取 締 役	何 清	グローム・マネジメント(株) 取締役 グローム・ワークサポート(株) 代表取締役社長 グローム・インターナショナル(株) 代表取締役社長 福山医療器(株) 代表取締役会長 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事
取 締 役 ・ 常勤監査等委員	張 力 耘	グローム・マネジメント(株) 監査役 グローム・ワークサポート(株) 監査役 グローム・インターナショナル(株) 監査役 福山医療器(株) 監査役 DivineSoft(株) 代表取締役 守望智康（北京）科技有限公司 總經理
取 締 役 ・ 監 査 等 委 員	堂 野 達 之	堂野法律事務所 所長 (株)コパ・コーポレーション 社外監査役
取 締 役 ・ 監 査 等 委 員	真 鍋 恵 美 子	公認会計士真鍋恵美子事務所 所長 税理士法人すばる会計 代表社員 四国旅客鉄道(株) 監査役 (株)すばる 取締役

- (注) 1. 取締役堂野達之氏及び真鍋恵美子氏は、社外取締役です。
- (注) 2. 常勤の取締役・監査等委員として、張力耘氏を選任しています。同氏は、その経歴から、DX・グローバルに相当程度の知見を有しており、常勤の取締役・監査等委員として選任しています。
- (注) 3. 取締役・監査等委員真鍋恵美子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- (注) 4. 当社は、取締役・監査等委員堂野達之氏及び取締役・監査等委員真鍋恵美子氏の2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
- (注) 5. 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(6)社外役員に関する事項」に記載しています。
- (注) 6. 2025年6月26日の定時株主総会の終了をもって、取締役・監査等委員の折橋秀三氏は退任しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。当該定款に基づき、当社と張力耘氏、堂野達之氏及び真鍋恵美子氏の3氏と、それぞれ損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約における損害賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であり、当該責任限定が認められるのは、対象となる取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当する契約はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役及び監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものです。

(5) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2024年6月27日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項目において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

A. 個人別の報酬等のうち、次の事項（a.～d.）の決定に関する方針

a.業績連動報酬等について業績指標の内容・額又は算定方法

当社は、2022年6月24日に特別調査委員会から受領した調査報告書を踏まえ、業績指標に連動した報酬は、現時点では行わない。

b.非金銭報酬等（株式報酬、ストック・オプション）の内容・額（数）又は算定方法

当社は、2024年6月27日開催の第32回定時株主総会及び2025年6月26日開催の第33回定時株主総会における決議に基づき、金銭報酬とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の報酬等を年額150百万円以内の範囲で付与することを決議しています（金銭報酬に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

c.その他の報酬（＝確定額報酬等（a. b.以外の報酬））の額又は算定方法
取締役のその他の報酬（＝確定額報酬等）については、個々の取締役の役位、能力、職責、在任年数、社会的地位等を踏まえ、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して、株主総会で定められた基準の範囲内で、取締役会の決議により、個別の報酬額について決定する。

d. a. b. c.の割合（構成比率）の決定に関する方針

現時点では、c.その他の報酬（＝確定額報酬等（a. b.以外の報酬））を100%とする。

B. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

確定額役員報酬は、年間報酬額の1/12を月額で支払う。

C. 報酬等の内容の決定方法（以下は、取締役その他の第三者に委任する場合）

該当事項はありません。

D. その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

E. その他（監査等委員である取締役の報酬）

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で定められた基準の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、個別の報酬額について決定する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本 報酬	業績連動 報酬	退職慰 労 金	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	57 (-)	57 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	16 (9)	16 (9)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	74 (9)	74 (9)	- (-)	- (-)	- (-)	11 (2)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

(注) 2. 業績連動報酬等にかかる報酬は「① A. a. 業績連動報酬等について業績指標の内容・額または算定方法」に記載の通りで、現時点では行われていません。

(注) 3. 非金銭報酬等にかかる報酬は「① A. b. 非金銭報酬等について業績指標の内容・額または算定方法」に記載の通りです。また、当事業年度における保有状況は「3. (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しています。

(注) 4. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2024年6月27日開催の第32回定時株主総会及び2025年6月26日開催の第33回定時株主総会において年額75百万円以内（うち、社外取締役の報酬額は年額20百万円以内）、かつ、当該報酬枠とは別に当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の報酬等を年額150百万円以内の範囲で付与することを決議しています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。第33回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）です。

(注) 5. 当社の監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年6月27日及び同年7月28日開催の第30回定時株主総会において年額30百万円以内（うち、社外取締役年額15百万円以内）と決議しています。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役は2名）です。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・堂野達之氏は、堂野法律事務所の所長、株式会社コパ・コーポレーションの社外監査役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・真鍋恵美子氏は、公認会計士真鍋恵美子事務所の所長、税理士法人すばる会計の代表社員、四国旅客鉄道株式会社の監査役及び株式会社すばるの取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役・ 監査等委員	堂野 達之	社外取締役（監査等委員）として、事業年度に開催された取締役会１９回のうちすべて、監査等委員会１２回のうちすべてに出席しました。 弁護士として、主に株主総会指導、M&A、コンプライアンス指導という企業活動の根幹に関わる分野でご活躍されてきており、弁護士としての高い見識から経営全般に対する監視と有効な助言をいただけることを期待してご就任頂き、取締役会において、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。 また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っています。
社外取締役・ 監査等委員	真鍋 恵美子	社外取締役（監査等委員）として、当事業年度に開催された取締役会１９回のうちすべて、監査等委員会１２回のうちすべてに出席しました。 公認会計士及び税理士として、企業の会計・税務に関する分野でご活躍されてきており、豊富な専門的知識と経験から、当社の会計・税務全般に対する監視と有効な助言をいただけることを期待してご就任頂き、取締役会において、公認会計士及び税理士としての専門性見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。 また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っています。

④親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤社外役員に関する記載内容に対する当社社外取締役からの意見

上記①～④に掲げる事項の記載内容に対して、社外取締役からの意見は特にありません。

⑥法令又は定款に違反する事実その他不当又は不正な業務の執行の予防のために 行った行為及び発生後の対応

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

協立監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る報酬等の額	28百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額は合計額で記載しています。
- (注) 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

[業務の適正を確保するための体制整備に関する基本的な考え方]

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するための体制を整備し、当社グループとして、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図るとともに、当社においての業務の適正を確保するための体制を構築することに努めることとしています。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に則り、業務の適正を確保するための体制の適切な運用を図ることと、その継続的な改善に努めています。

- ① 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

[体制]

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「グローム・グループ」という。）を統括し、経営管理上の監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行う。これを遂行するため、当社は、グローム・グループとして、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図るとともに、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- A. 当社では、取締役会がグローム・グループ各社の経営に関する基本方針を決定し、基本方針の執行を監督する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、各組織機能の役割と連携に留意しつつ、グローム・グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報を適時に開示する。
- B. 取締役は、グローム・グループ各社が、医療関連事業に携わり、アライアンス先医療機関利用者及び関係者のみならず、社会からの信頼と信用を得ていくため、医療機関経営のための適切な情報及びサービスを、創造・提供するための経営基盤と企業風土を構築する。
- C. コンプライアンスに関するルールは、取締役会が決議するコンプライアンス規程で定め、子会社も含め全役職員に適用する。同規程は、コンプライアンス委員会が運営し、同委員会を中心に教育・啓発を行い、コンプライアンス経営の実践に努める。
- D. 取締役会は、当社及びグローム・グループ各社について、法令の遵守、財務報

告の信頼性確保、業務の有効性と効率性の維持・向上、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。

E.当社は、稟議等により業務を遂行するに際して決裁を受ける場合は、審査等を行う関係各部門に回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、回付部門からの質問又は指摘を受ける仕組みにより、社内稟議プロセスの牽制機能強化を図る。

F.内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と妥当性の一層の確保に努めている。

G.当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応し、それらの勢力とは一切の関係を持たないように万全を期す。

具体的な取り組みとして、

- ・反社会的勢力取引排除等規程を制定し、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、社内への周知と教育を行う。

- ・契約書を作成する場合は、暴力団排除条項を導入する。

- ・外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力との関係を持たないように、反社会的勢力でないか調査を行う。

H.内部通報規程を制定し、職制以外の情報伝達経路として内部通報窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見と内部通報者の保護を行う。

I.ビジネス倫理と法令遵守を推進するため、コンプライアンスに関する情報提供と啓発を目的として、グローム・グループ各社の役職員に対して、定期的に研修を実施する。

〔運用状況の概要〕

A.当社は、中期経営計画等の事業の基本方針を策定し、経営方針を開示の上、企業集団全体の事業活動を統括し、経営を推進しています。また、経営の監督を行う取締役会は7名中2名（2026年3月31日現在）を社外取締役により構成し、経営執行の監視を行っています。

B.当社は、グローム・グループとして、医療関連事業を事業の中核に据え、地域医療を担う医療機関の健全な経営を実現するために経営資源を集中させながら、適切な情報及びサービスを提供することに努めています。

C.グローム・グループ全社に適用されるコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会が、社員研修を主催し、継続的に社員教育を実施し、法令遵守と企業倫理に基づく行動を徹底することに努めています。

D.内部統制各担当分野に関する責任部門を関係会社管理規程において「連携推進部署」として定め、グローム・グループ各社の内部統制に関する連携と推進を行っています。

- E.電子稟議システムを導入し、稟議申請規程に定められた決裁者の決裁を受ける場合には、各専門分野の視点から審査を行うために回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、その手続き状況を効率的かつ確実に記録しています。
- F.業務部門から独立した監査専門機関として内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき内部統制の整備・運用状況を検証しています。
- G.反社会的勢力との取引排除のため反社会的勢力取引排除等規程を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないように努めています。このため、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力との関係を持たないように反社会的勢力でないか調査を行い、契約書を交わす場合は、暴力団排除条項を導入することとしています。
- H.グローム・グループ全社に適用される内部通報規程を制定し、退職後1年以内の者を含め、全役職員から通報・相談を受ける窓口を社内（監査等委員）と社外（法律事務所）に設置し、受け付け、通報者・相談者についての秘密保持と個人情報保護を徹底するほか、不当な差別を禁止した上で、グループ各社での不正行為等のリスク情報の収集と調査並びに是正の対応を行うことができる体制を構築しています。
- I.コンプライアンスに関する研修を通じて情報提供と啓発を行うため、グローム・グループの全役職員を対象にした研修を継続的に実施し、ビジネス倫理と法令遵守の実践を推進しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

〔体制〕

当社は、文書管理規程を定め、株主総会議事録、取締役会議事録等の文書を書面又は電磁的記録媒体に記録・保存の上、情報の保存及び管理を適正に行う。また、役職員に対する教育・モニタリングを実施するとともに、情報の安全な保存管理と情報共有の両面を実現するために、電磁的な記録システムを導入し、情報の適切な管理と利活用を行う。

〔運用状況の概要〕

当社は文書管理規程を制定し、作成した株主総会、取締役会等の重要会議の議事録等の重要文書を、適宜、書面及び電磁的記録方式を用いて安全に保存及び管理しています。

また、電子稟議システムも導入し、重要案件の決裁と決裁文書の保管及び管理に関しての手続きを明瞭化かつ効率化するとともに、関係文書の安全な保管に努めています。

③ グローム・グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
〔体制〕

グローム・グループ全体に適用されるリスクマネジメント規程を制定し、リスク管理統括責任者及びリスク管理責任者を配置し、原則毎週開催される経営企画会議にてリスク管理責任者がリスクに関する報告を行うことにより、事業や業務の目標・目的の達成に影響を与え、物理的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせる事象を発生させる可能性のあるリスクについて、適切な対応と会社損失の最小化に努め、事業の継続と企業としての信頼性確保を図ることとする。

また、リスク情報については、当社への情報伝達とグローム・グループ各社と当社が連携して適切なリスクへの対応措置をとることとする。

〔運用状況の概要〕

リスク管理体制を強化し、確実な運用が図られるようにリスクマネジメント規程を制定し、グローム・グループ各社のリスクに関する情報は、当社代表取締役社長がリスク管理統括責任者、グローム・グループ各社の主要部門からの経営企画会議参加者がリスク管理責任者となり、情報収集を実施し、定期的に経営企画会議で報告されることとしています。なお、リスクの高い事項等については適宜、取締役会に付議され、迅速に適切なリスク対応を行うことに努めることとしています。

④ グローム・グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

〔体制〕

当社は、取締役会がグローム・グループ各社の経営の基本方針と戦略並びに重要な業務執行に係る事項を決定し、各取締役が職務を執行するという機関相互間における役割分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。

- A.経営計画において、毎年度の基本的方針及び計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制・評価というマネジメントサイクルを展開する。
- B.代表取締役と各部門責任者によるミーティングを随時行い、情報の共有化と、効率的な業務執行を図る。また、グローム・グループ各社の規程体系を整備・運用することにより、組織運営を円滑化し、業務を有効かつ適切に行える体制を構築し、職務執行の効率化を図り、かつ職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

〔運用状況の概要〕

当社は、中期経営計画を策定・開示し、そこで明示された経営の基本方針に基づき、グローム・グループ各社の事業責任者が、各担当部門により経営の方針・計画及び規程等に基づき遂行される業務に対して経営管理を行い、当社の代表取締役が参加する定例及び随時のミーティングにおいて情報の共有化と方向性の確認を行っているほか、取締役会において事業状況について監視し、計画と実績との差異分析等に基づき適切に対応することに努めています。

⑤ グローム・グループ各社における業務の適正を確保するための体制

〔体制〕

A.当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社の特性及び規模等にも配慮して、グローム・グループ各社としての業務の適正を確保する体制を構築する。また、当社は持株会社として、グループ全体を統一的に管理する事項と各子会社に応じて管理する事項を見極め、グローム・グループ各社における業務の適正を確保するため、重要事項の決裁体制、リスク管理、情報伝達、モニタリング体制等の企業集団のガバナンスの充実に柱とする体制を構築する。

また、当社は、当社企業集団のガバナンスに係る重要事項、並びに当社と子会社間の重要な取引につき、当社取締役会の付議事項としている。

B.当社は、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況等について、当社取締役会に月次報告する。また、関係会社に対する情報等の全般を統轄する経営企画部門の責任者は、必要がある場合には関係会社に連絡会の開催を求めることができる。

〔運用状況の概要〕

A.子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、子会社の業務統制上、必要な支援とモニタリングを行っています。また、各子会社の事業推進と経営管理並びにコンプライアンス、内部統制の維持・向上を推進するための各専門業務分野に関する責任部門を設置しているほか、グローム・グループ各社に当社取締役を兼任させ、必要な指導を行い、業務が適正に実施されるように努めています。

B.当社の定例取締役会では、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要事項等について報告が行われ、グループ経営に大きな影響のある案件は必要に応じて決議事項として付議されています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

〔体制〕

当社では、監査等委員会の職務は、総務、財務・経理、法務、人事、情報システム、内部監査等各部門を分野ごとの補助使用人として各部門の専門性を活かすことにより、内部統制システムの監査等について補助していく体制を整備する。

〔運用状況の概要〕

監査等委員会が行う業務の補助使用人が、総務部門、財務・経理部門、IT部門から指名され、監査等委員会の業務補助を行うとともに、監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と監査の実施状況に関して意見交換を行うなど連携を図っています。

- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

[体制]

監査等委員会の職務を補助すべき各使用人が監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。監査等委員会は各使用人の独立性を確保するため隔月で連絡会を行い、監査等委員会の監査等方針の確認及び関連する各部門の業務執行牽制体制について協議する。

[運用状況の概要]

内部監査室の人員の選任の際は、監査等委員が候補者と直接面談するなどし、意見を述べることとなっているほか、内部監査規程に、「内部監査室長は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。」旨の規定をしています。また、監査等委員業務の補助人の指名については監査等委員会規程に記載され、「補助人が監査等委員会の要請に基づき補助業務を行う際は、業務に関する守秘義務について十分理解し、監査等委員会の指揮命令に従う」こと及び取締役からの独立性について規定しています。

- ⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

[体制]

当社は、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から監査等委員へ報告する以下の体制を整備する。

- A. 監査等委員が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制
 - B. 当社の監査等委員が当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して質問し、又は書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役、監査役及び使用人の対応に関する体制
 - C. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会又は監査等委員に対して報告する体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた当社の取締役又は使用人が当社の監査等委員会又は監査等委員に対して報告する体制
 - D. 監査等委員又は監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- コンプライアンスに抵触する行為等について監査等委員又は監査等委員会への適切な報告体制を確保するとともに、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないようにする。

〔運用状況の概要〕

- A.監査等委員は取締役会をはじめ、重要な社内会議に出席するとともに議事録及び重要な決裁事項に係る稟議書の内容の確認を行っています。
 - B.監査等委員は、重要決裁案件に関するすべての稟議書の閲覧を行い、取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査等委員に説明や資料の提出を行っています。
 - C.重要な業務執行については担当役員・担当部門が適宜適切に監査等委員に連絡するほか、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員に報告します。
 - D.当社の監査等委員全員がグローム・グループにおける内部通報の受付窓口の一つとされ、内部通報等の報告を監査等委員等受付窓口にしたことを理由として不利な取扱いを受けないように内部通報規程に明示し、運用されています。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

〔体制〕

監査等委員が監査等委員監査の実施について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合は、会社は、監査等委員の監査業務について生じたものでないと認められない場合を除き、その費用を負担する。

〔運用状況の概要〕

監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務については、社内ルールに従って適切に支払の処理を行っています。

- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

〔体制〕

監査等委員は、代表取締役をはじめ、他の取締役及び各使用人から、適宜個別のヒアリングや意見交換を実施することができる。

〔運用状況の概要〕

監査等委員は、重要会議に出席するほか、グローム・グループ各社の代表取締役、他の取締役及び使用人と個別に面談するほか、小規模組織の特性を活かし、日常的に連絡を取り、報告を求めるなどし、必要な情報の収集や意見交換を行っています。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めていません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

親会社株主に帰属する当期純利益の概ね15%に相当する金額を、期末配当として年1回、配当することを基本方針としています。この基本方針に基づき、当期の期末配当については、無配としています。

(注) 本事業報告に記載しています金額及び数値については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、また、消費税等は含まれていません。

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,649	流 動 負 債	58
現金及び預金	2,126	未払法人税等	13
売 掛 金	0	そ の 他	44
短期貸付金	75	固 定 負 債	192
1年内回収予定の長期貸付金	1,427	資産除去債務	19
未 収 入 金	8	長期預り敷金保証金	173
そ の 他	12		
貸倒引当金	△0	負 債 合 計	250
固 定 資 産	3,582		
有形固定資産	1,304	(純資産の部)	
建 物	588	株 主 資 本	6,838
構 築 物	14	資 本 金	3,049
工具、器具及び備品	8	資 本 剰 余 金	3,012
土 地	693	資 本 準 備 金	3,012
無形固定資産	0	利 益 剰 余 金	777
ソフトウェア	0	利 益 準 備 金	74
そ の 他	0	その他利益剰余金	703
投資その他の資産	2,277	繰越利益剰余金	703
関係会社株式	888	自 己 株 式	△0
長期貸付金	1,658	新 株 予 約 権	143
繰延税金資産	3		
敷金及び保証金	59	純 資 産 合 計	6,981
そ の 他	126		
貸倒引当金	△457		
資 産 合 計	7,232	負 債 純 資 産 合 計	7,232

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		513
売 上 原 価		83
売 上 総 利 益		429
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		432
営 業 損 失		△3
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	30	
そ の 他	0	30
営 業 外 費 用		
そ の 他	1	1
経 常 利 益		26
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	8	8
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
出 資 金 評 価 損	1	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	309	
そ の 他	13	325
税 引 前 当 期 純 損 失		△291
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1	
法 人 税 等 調 整 額	3	5
当 期 純 損 失		△296

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰 余 金		自己 株式	株主資本合 計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余 金		
				繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	3,049	3,012	74	1,018	△0	7,153
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△18		△18
当 期 純 損 失				△296		△296
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	△314	－	△314
当 期 末 残 高	3,049	3,012	74	703	△0	6,838

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	151	7,304
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△18
当 期 純 損 失		△296
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)	△8	△8
当 期 変 動 額 合 計	△8	△322
当 期 末 残 高	143	6,981

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,237	流 動 負 債	422
現金及び預金	2,546	支払手形及び買掛金	176
売 掛 金	157	1年内返済予定の長期 借 入 金	9
営 業 貸 付 金	1,686	未 払 法 人 税 等	16
商 品 及 び 製 品	13	リ ー ス 債 務	2
原材料及び貯蔵品	0	そ の 他	217
短 期 貸 付 金	8	固 定 負 債	199
1年内回収予定の長期 期 貸 付 金	928	長 期 借 入 金	25
そ の 他	149	リ ー ス 債 務	6
貸 倒 引 当 金	△252	資 産 除 去 債 務	19
固 定 資 産	2,658	長期預り敷金保証金	146
有 形 固 定 資 産	1,368	退職給付に係る負債	2
建物及び構築物	656		
土 地	693	負 債 合 計	622
リ ー ス 資 産	6		
そ の 他	12	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	44	株 主 資 本	7,129
の れ ん	42	資 本 金	3,049
そ の 他	1	資 本 剰 余 金	3,012
投資その他の資産	1,254	利 益 剰 余 金	1,069
長 期 貸 付 金	1,254	自 己 株 式	△0
繰 延 税 金 資 産	8	新 株 予 約 権	143
敷 金 及 び 保 証 金	69		
そ の 他	393	純 資 産 合 計	7,273
貸 倒 引 当 金	△479		
資 産 合 計	7,895	負 債 純 資 産 合 計	7,895

連結損益計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		2,003
売上原価		1,119
売上総利益		884
販売費及び一般管理費		921
営業損失		△37
営業外収益		
受取利息	5	
その他の	0	6
営業外費用		
支払利息	0	
持分法による投資損失	313	
その他の	13	327
経常損失		△358
特別利益		
新株予約権戻入益	8	8
特別損失		
固定資産除却損	1	
出資金評価損	7	
減損損失	71	
関係会社株式売却損	83	
その他の	15	179
税金等調整前当期純損失		△530
法人税、住民税及び事業税	2	
法人税等調整額	6	8
当期純損失		△538
親会社株主に帰属する当期純損失		△538

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,049	3,012	1,626	△0	7,687
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△18		△18
親会社株主に帰属する当期純損失			△538		△538
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△557	－	△557
当 期 末 残 高	3,049	3,012	1,069	△0	7,129

	その他の包括利益累計額		新株 予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益累計 額合計		
当 期 首 残 高	0	0	151	7,838
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△18
親会社株主に帰属する当期純損失				△538
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	△0	△8	△8
当 期 変 動 額 合 計	△0	△0	△8	△565
当 期 末 残 高	－	－	143	7,273

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立監査法人
東京事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔
業務執行社員
代表社員 公認会計士 田 中 伴 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローム・ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

協立監査法人
東京事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔
業務執行社員
代表社員 公認会計士 田 中 伴 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローム・ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローム・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からリスク管理を含めその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業活動の場において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等（監査等委員が子会社の監査役を兼務）と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社及び当社グループは、不適切取引等の発生防止策の運用を進めており、監査等委員会においても、その実効性確保のため、引き続き、内部管理体制強化とビジネスモデル再構築プロセスを注視し、検証して参ります。併せて、特に子会社のグローム・インターナショナル株式会社並びに福山医療器株式会社については、グループ内部統制強化の観点から、内部管理体制のモニタリング等の監査強化を図っております。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

グローム・ホールディングス株式会社
監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 張 力 耘 ㊟

監 査 等 委 員 堂 野 達 之 ㊟

監 査 等 委 員 真 鍋 恵 美 子 ㊟

- (注) 監査等委員堂野達之及び真鍋恵美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)子会社における事業内容の多様化ならびに当社での事業開始に対応するため、現行定款第2条（目的）について、事業目的を修正および追加するものです。
- (2)資金調達手段の選択肢を広げ、かつ機動的な資本政策が行えるよう、現行定款第5条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を17,070,000株から51,210,000株に増加させるものです。

なお、当社の発行済株式総数は2026年3月31日現在9,051,000株ですが、2026年5月21日に実施した第三者割当による新株発行が1,357,500株、および第6回新株予約権発行による潜在株式数が7,692,500株ございます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当会社は、次の事業及びこれに附帯関連する事業を営むこと、並びに次の事業及びこれに附帯関連する事業を営む国内及び外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 1～4（条文省略） <u>5 有価証券の取得、保有及び処分</u> 6～49（条文省略）	（目的） 第2条 当会社は、次の事業及びこれに附帯関連する事業を営むこと、並びに次の事業及びこれに附帯関連する事業を営む国内及び外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 1～4（現行どおり） <u>5 有価証券、暗号資産、その他の財産保有、売買、運用、投資に関する業務</u> 6～49（現行どおり）

現行定款	変更案
<u>(新 設)</u> <u>50</u> (条文省略) (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>17,070,000株</u>とする。	<u>50</u> 系統用蓄電所に関わる事業全般 <u>51</u> (現行どおり) (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>51,210,000株</u>とする。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社取締役全員（監査等委員である取締役を除く4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案について同じ。）4名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	菅 原 正 純 (1969年1月15日)	1987年4月 (株)サン・ジャパン（現(株)CAICA DIGITAL） 2013年1月 (株)CareOnline（現(株)ケアダイナミックス） 取締役 2014年6月 (株)SJメディカル（現(株)ノーザ） 取締役 2021年6月 グローム・マネジメント(株) ITサポート部シニアマネージャー 2022年4月 同社取締役 2022年11月 当社執行役員 2023年1月 当社取締役 2023年6月 当社代表取締役社長（現任） グローム・マネジメント(株) 代表取締役 グローム・ワークサポート(株) 取締役 2023年8月 グローム・インターナショナル(株) 代表取締役 2023年9月 福山医療器(株) 代表取締役社長（現任） 2025年5月 グローム・ワークサポート(株) 代表取締役 2025年6月 グローム・マネジメント(株) 代表取締役社長（現任） グローム・ワークサポート(株) 取締役（現任） グローム・インターナショナル(株) 取締役（現任）	一株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	か 何 せい 清 (1968年4月25日)	1993年5月 北京中之旅商務會議服務有限公司 最高財務責任者 1994年10月 北京外企航空服務有限公司 最高財務 責任者 2009年10月 北京北大青鳥有限責任公司 副總裁 2017年4月 金山エネルギーグループ有限公司 執行董事（現任） 2021年6月 当社社外取締役 2023年4月 当社取締役 グローム・ワークサポート(株) 取締役 2023年8月 グローム・インターナショナル(株) 代 表取締役社長（現任） 2025年6月 当社常務取締役（現任） グローム・マネジメント(株) 取締役 （現任） グローム・ワークサポート(株) 代表取 締役社長（現任） 福山医療器(株) 代表取締役会長（現 任）	一株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	ちん とく ひょう 陳 徳 彪 (1972年1月10日)	1993年 8 月 中国中糧集団 本部財務部 入社 1993年 8 月 中国北京中糧龍泉山荘 財務部副総 出向 1994年10月 中国中糧集団 本部財務部 1995年 3 月 同社 駐在日本代表事務所 財務総理 兼 任 日本豊中貿易株式会社 財務総理 出 向 2002年 3 月 中国中糧糧油輸出入公司 財務部副総 総理 (主幹) 出向 2007年 3 月 中国食品有限公司 (香港上場公司) 財務部総総理 出向 2013年 3 月 中国中糧信託有限責任公司 副総総理 兼任 首席リスク管理官 出向 2019年 3 月 中国深圳明誠金融服務有限公司 取締 役 出向 2023年 3 月 (株)イクヨ 経営企画室副室長 2023年 6 月 (株)イクヨ 取締役 2024年 6 月 当社社外取締役 2024年 9 月 当社取締役 グローム・インターナショナル(株) 取 締役 (現任) 2025年 6月 当社代表取締役 (現任) 2025年 6月 グローム・マネジメント(株) 取締役 (現任) グローム・ワークサポート(株) 取締役 (現任) 福山医療器(株) 取締役 (現任)	10,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	【新任】 いずみ のぶ ひこ 泉 信 彦 (1966年3月11日)	1990年4月 (株)愛媛銀行 入行 1997年9月 (株)ロプロ(株)日本保証)入社 2007年6月 同社 取締役 2008年6月 同社 常務取締役 2009年6月 同社 常務執行役員 2014年11月 (株)フォーサイド 取締役会長 2015年6月 アドアーズ(株)(現 (株)KeyHolder) 社外取締役 2017年2月 (株)横浜フリエスポーツクラブ 取締役 副会長(現任) 2017年4月 (株)デジタルデザイン(現 Jトラスト (株)) 社外監査役 2020年6月 (株)プロスペクト(現 Jトラスト株式 会社) 取締役 2020年7月 同社 専務取締役 2020年9月 キーノート(株)(現 (株)グローバルス) 監査役 2020年10月 (株)プロスペクト(現 Jトラスト(株)) 代表取締役 2022年12月 (株)フォーサイド 取締役 2023年2月 Jトラスト(株) 常務取締役 Jトラストグローバル証券(株) 取締役 2024年5月 (株)シーズメン(現 スターシーズ(株)) 代表取締役会長 2025年8月 (株)アスリナ(旧 (株)ジースリーホール ディングス) 取締役(現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

(注) 2. 泉信彦氏は社外取締役候補者です。

(注) 3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割は、以下のとおりです。

泉信彦氏は、過去に様々な企業において取締役及び代表取締役等を歴任し、会社経営の指導者として数々の組織をまとめあげた経歴を有しており、当社においても組織力強化を図る推進役として貢献が期待できることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

(注) 4. 各候補者の所有する当社の株式数は、本総会の基準日(2026年3月31日)現在の株式数を記載しています。

(注) 5. 当社は、泉信彦氏の社外取締役就任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、泉信彦氏と締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(注) 6. 当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しています。上記取締役候補者が取締役に選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

当社監査等委員である取締役堂野達之および真鍋恵美子の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	【新任】 ご 藤 大 後 藤 大 (1975年12月24日)	2008年12月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 宗村法律事務所 入所 2010年2月 堂野法律事務所 入所 2015年3月 晴海パートナーズ法律事務所 設立 2016年5月 医療法人平心会 監事（現任） 2019年10月 明治大学自動運転社会総合研究所（現 先端科学ELSI研究所） 客員研究員 （現任） 2020年7月 一般社団法人弁護士業務デジタル化推 進協会 理事（現任） 2021年12月 (株)BTM 社外監査役（現任） 2024年9月 (有)スタジオ・モノクローム 代表取締 役（現任）	一株
2	【新任】 こ 林 虹 小 林 虹 (1974年12月13日)	2012年4月 日本瓦斯株式会社 2015年10月 有限責任監査法人トーマツ 2015年11月 公認会計士登録 2026年1月 税理士登録 グローバルリンク公認会計士税理士事 務所（現任） 2026年4月 認定経営改革等支援機関登録	一株

(注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

(注) 2. 後藤大氏および小林虹氏は社外取締役候補者です。

(注) 3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割は、以下のとおりです。

(1) 後藤大氏は、弁護士として企業法務、コンプライアンス指導という分野でご活躍されてきており、弁護士としての高い見識から経営全般に対する監視と有効な助言をいただけるものと考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。また、当社経営者との特別の利害関係はないため、当社社外取締役としての独立性を保持していると評価しております。同氏は、本人及びその所属する法人等の団体との関係に鑑み、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。

(2) 小林虹氏は、過去に会社経営の経験はございませんが、公認会計士及び税理士として、企業の会計・税務に関する分野でご活躍されてきており、豊富な専門的知識と経験から、当社の会計・税務全般に対する監視と有効な助言をいただけるものと考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、本人及びその所属する法人等の団体との関係に鑑み、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しています。

(注) 2. 役員の所有する当社の株式数は、当期末(2026年3月31日)現在の株式数を記載しております。

(注) 3. 後藤大氏、小林虹氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間において、会社法第427条

第1項、定款現行第29条第2項（第2号議案の効力発生後においては第30条第2項）の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

- (注) 4. 当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役及び監査役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。上記監査等委員である取締役候補者が選任された場合には、当該契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第2号議案及び第3号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合、取締役会及び監査等委員会の構成ならびに各取締役の専門性は下記の通りです。

なお、下記の一覧表は各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではなく、代表的と思われるスキル等のうち1つに○印をつけています。

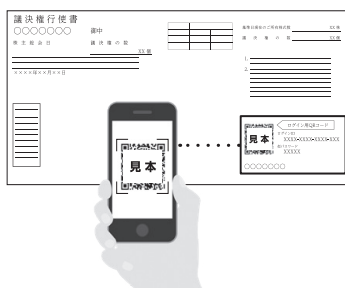
候補者氏名			企業 経営	法務・ コンプライアンス	財務・ 会計	グローバル	医療 業界
菅原 正純							○
何 清					○		
陳 徳彪					○		
泉 信彦		社外	○				
張 力耘	監査等委員					○	
後藤 大	監査等委員	社外		○			
小林 虹	監査等委員	社外			○		

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

株主総会会場ご案内図

東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル37階「アークヒルズクラブ」
電話 03-5562-4110（直通）



※アーク森ビルへの入館の際には、1階受付にて身分証明証（写真付き）をご提示の上、行先（37階アークヒルズクラブ）をお伝えして頂きますと入館証が発行されます。
また、お帰りの際にはアークヒルズクラブ受付にて、入館証にサインが必要となりますのでご注意ください。

交通のご案内

〈交通〉

東京メトロ南北線
東京メトロ銀座線
都営バス
都01系統新橋駅～渋谷駅

「六本木一丁目」駅
「溜池山王」駅
「赤坂アークヒルズ前」

3番出口より徒歩約3分
13番出口より徒歩約5分
新橋から約10分、下車後
徒歩1分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。